令和7年度金沢市宿泊施設改修事業費補助金

募集について

金沢市では、宿泊施設のおもてなしや利便性の向上等を目的として行う改修工事等に要する経費を補助します。補助金の額は、補助対象経費の合計額の1/2で上限は500万円です。

なお、予算に限りがございますので対象とならない場合がございます。

※先着順ではありません。

本事業は、「金沢市補助金交付事務取扱規則」に基づき実施されます。補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令などの処分を受ける可能性があります。

また、申請書の内容に虚偽がある場合や、法令に違反していることが明らかな場合、当該法令による罰則のほか、認定取消、交付決定取消や交付済み補助金の全額返還等の処分を受ける可能性があります。必要書類等の作成・提出に際しては、事実と異なる記載内容での申請とならないよう、十分にご確認ください。

1　補助対象となる宿泊施設

主として観光客の宿泊のために金沢市内で営業するホテル・旅館若しくは簡易宿所又は住宅宿泊事業法に係る住宅で、次の(1)から(3)のいずれにも該当する施設

(1)研修施設又は福利厚生施設であると認められる施設でないこと

(2)金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例第2条第1項のラブホテル等に該当しない施設

(3)簡易宿所営業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅にあっては、一棟の一部を使用して営業するものではないこと

2　補助対象となる事業者

金沢市内に所在する宿泊施設の改修を行う者で、次の(1)、(2)いずれにも該当するもの

(1)市税を滞納していないこと

(2)5年以上旅館・ホテル営業、簡易宿所営業又は住宅宿泊事業が営まれていた施設において旅館・ホテル営業、簡易宿所営業又は住宅宿泊事業を営むこと

３　補助対象経費

(1)宿泊施設の効用を保ち、又は高めるために必要と認められる客室又は建物内の共用部の内装工事	壁（塗り壁、クロス等）、畳、障子、ふすま、天井（板張り、パネル、クロス等）、床（フローリング、絨毯等）、床の間、欄間、窓（断熱効率向上に資すると認められるものに限る。）
(2)宿泊客の利便性を高めるための客室又は建物内の共用部における設備の設置又は整備	共同浴場、客室内浴室、洋式トイレ（新規設置若しくは和式便器から洋式便器への改修又は洋式便器へのシャワー機能付与に限る。）、フロント、コンシュルジュサービスを行うための設備、 無線 LAN（Wi-Fi）（電源設置工事や配線工事など設置工事を伴うものに限る。また、インターネット接続料金（プロバイダとの契約料および通信料）は対象外とする。） ※工事を伴うものに限る。 ※従業員のみが使用される箇所は対象外。
(3)宿泊施設のバリアフリー化を促進するために必要と認められる、客室又は建物内の共用部における設備の設置又は整備	出入口・廊下の拡幅、スロープ、手すり、エレベーター・段差解消用昇降機、車いす利用者が利用しやすいトイレ・浴室、オストメイト用設備、高さ調節が可能なシャワーバー、視覚障害者誘導点字ブロック、点字・音声による案内表示
(4)伝統工芸品（※1、2）を壁、天井、床等と一体化させる内外装工事（内装工事にあっては、客室等に係るものに限る。）又は、客室又は建物内の共用部における伝統工芸品の展示のために必要な設備の設置若しくは整備 ※1　伝産法に基づき指定された伝統的工芸品（6種類）及びその他未指定業種（20 種類） ※2　金沢の伝統工芸品を使用していることの証明が必要	
(5)施設のデジタル化により利便性を向上させる、客室又は建物内の共用部における設備の設置又は整備	デジタルチェックイン機、デジタルキー、スマートロック ※工事を伴うものに限る

４　補助金額

補助対象経費の合計額の１／２　上限500万円

※国や県の補助金を受けた（受ける）際は、補助対象経費の合計額から、国又は県の補助金額を控除した額を補助対象経費とします。

※補助対象経費の合計額が10万円に満たない場合、補助対象外となります。

※市は、対象経費の総額が50万円を超える場合、見積書記載の金額が適正であるかどうか、「単価審査」を行います。**見積金額が単価審査の金額を上回る場合、「単価審査」の金額が補助対象金額となります。**なお、単価審査の内容や結果についての問い合わせには回答できません。

5　申請の流れ

ホーム ＞ 文化・スポーツ　観光 ＞ 観光＞　事業者向け ＞ 補助制度　からダウンロードできます。

記入の際は必ず記入例を参考に記入願います。

5月30日までに ※予算内での補助金交付となるため、早めに提出ください。	◎「金沢市宿泊施設改修事業費補助金交付要望書」（様式あり）の提出 要望書に次の書類を添付してください。 ・「市税納税状況調査同意書」（様式あり、**押印及び原本の提出必要**） ・「補助執行にかかる見積書の審査について（依頼）」（様式あり） ・対象経費のみ記載された「業者見積書」（任意様式） ・工事箇所（マーカー等で明示）の詳細平面図（任意様式） ・施設全体の詳細平面図（任意様式） ・工事前写真（任意様式） なお、要望書を提出された場合でも補助対象とならない場合がございますのでご了承ください。
約1ヶ月 ↓ ↓ ↓ ↓ ↓	市は、提出された要望書類をもとに、現地で工事箇所等の確認を行います。
	市は、対象経費の総額が50万円を超える場合、見積書記載の金額が適正であるかどうか、「単価審査」を行います。
	市は、交付予定額を内示します。**内示後の工事内容変更、またそれに伴う補助金額の増額は認めません。** ※工事費の減額等、万が一変更がある場合は速やかに申し出てください。
事業開始の約2～3週間前までに	◎「補助金交付申請書」（様式あり）の提出
約1～2週間 ↓	市は、「補助金交付申請書」を審査し、「補助金交付決定通知書」を送付します。
交付決定後	◎事業の実施 **※補助金交付決定前に事業に着手されると、補助金を受け取れなくなります。ご注意ください。** ※事業（施工業者への支払いおよび金沢市への実績報告まで）は必ず年度内（令和8年3月 31 日まで）に完了してください。 ※補助対象経費に変更があった場合、「変更申請」が必要となる場合がありますので、すみやかに申し出てください。なお、補助対象経費が増額した場合でも、増額は認めません。

事業完了後 15日以内	◎「補助事業実績報告書」（様式あり）の提出 報告書に次の書類を添付してください。 ・工事後写真（任意様式） ※工事前後の写真で改修箇所を確認できるように工事前写真と同枚数を同角度にて撮影願います。 工事前写真との比較ができない場合は再度撮影いただくことがあります。 ・業者からの「請求書（写し）」（任意様式） ・業者へ支払った際の「領収書（写し）」または「振込明細書（写し）」（任意様式） ※工事内容や他の補助金がある場合等、状況により、その他資料の提出をお願いすることがあります。
	市は、申請どおりの工事が行われたことを現地で確認します。提出された書類とあわせ、適正であると認められた場合、補助金額が確定するとともに「補助金額確定通知書」を送付します。
補助金額確定後	◎金沢市あての「請求書」（様式あり）の提出
	市は、請求書の内容を確認し、補助金を指定口座に振り込みます。

6　所定の取得財産等の処分には制限があります。

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、要綱第4条第1号から第5号までに掲げる内装工事若しくは設備の設置又は整備による取得財産等については、「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の支払いを受けた後であっても、一定の期間において処分が制限されます。

処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず市長に承認申請を行い、承認を受けた後でなければ処分できません。市長は、財産処分を承認した補助事業者に対し、当該承認に際し、残存処分制限期間等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部または一部に相当する額を納付させることがあります。承認を得ずに処分を行うと、交付取扱要領違反により補助金交付取消・返還命令の対象となります。

7　書類提出・問い合わせ先

担当課：観光政策課　　担当者名：髙木

TEL: 076-220-2194　FAX: 076-260-7191　E-mail: takagi_ts@city.kanazawa.lg.jp

※メールに添付（市税納税状況調査同意書のみ原本郵送）にて提出してください。